

応募各社と協力会社についての考え方

実施方針にある「応募各社（応募企業）」と「協力会社」の定義について、やや難解な表記となっているため、質問書等から推察するに参加予定企業側で解釈に混乱が生じていると考えられます。

そのため、「応募各社（応募企業）」と「協力会社」の地位、役割等の違いを明確にするため、以下の通り市及び公社において想定している考え方を示すこととします。

またこれに合わせて、実施方針の表現も修正します。

1. 「応募各社（応募企業）」について

「応募各社（応募企業）」とは、市及び公社と締結する基本協定書の当事者となり、「実施方針」「第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 3. 入札参加資格要件（1）応募各社の参加要件等 コ（ア）～（エ）」に示す業務について、自ら契約上に定める権利・義務を引き受ける単独企業または複数企業によるグループの構成員のことをいいます。

本事業において SPC を組成することを予定している場合、当該 SPC に出資し、設立に直接関与する構成員が応募各社（応募企業）にあたります。

2. 「協力会社」について

「協力会社」とは、市及び公社と締結する基本協定書の当事者とならず、「実施方針」「第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 3. 入札参加資格要件（1）応募各社の参加要件等 コ（ア）～（エ）」に示す業務について、「応募各社」から受託・請負を予定し、「応募各社」に準じた主要な役割を果たすものをいいます。

従って、資材、設備機器等の購入先及び設置等の業務の委託先はこれに該当しません。また、建設業法で定義されている下請負人もこれに該当しません。

3. 実施方針の修正について

当初、「実施方針」「第 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 3. 入札参加資格要件（1）応募各社の参加要件等」の中で、「協力会社の名称は、当該協力会社が事業者から直接業務を受託又は請け負う日までに公社に届け出ること。」と記載しました。しかし、実施方針に対する意見・質問等を踏まえ、市及び公社で検討した結果、「協力会社」についても、応募時において応募各社と同様、事前に企業名及び携わる業務を明確化することとし、応募各社とともに参加資格確認基準日において、参加資格要件を確認するものとします。なお、この変更については、実施方針の修正を行う予定です。

また、「協力会社」は、他の応募者の「協力会社」になることができないことについても、応募各社と同様の扱いとして、実施方針を修正し、明記する予定です。